

第1章 愛知県が取り組む「初期日本語教育」

愛知県では、一人でも多くの外国人県民^{※1}が「初期日本語教育」の機会が得られるよう、各自治体が主体となって日本語教育に取り組むことを推進しています。重要な取組みである日本語教室の開催においては、教室の関係者一人一人が、活動の目的を明確に理解し、活動を継続していくことが大切です。

そのためには、自分が活動する地域の外国人や、日本語教育の状況を理解したうえで、自治体が推進している取組みや、関係機関、団体に期待される役割を把握しておくことが必要です。これらの情報は、誰が、誰を対象に、何のための地域の日本語教育を実施、継続していくのか、その意義を明確にするために欠かせないものだからです。

本章では、愛知県における「初期日本語教育」の重要性について、愛知県の外国人県民の状況と合わせて示します。さらに、愛知県が目指す地域日本語教育と、多文化共生社会の実現に向けた考えについても解説します。

【自己理解チェック】

	読むまえの理解度		読んだあとの理解度
	😞 😓 😊 😄		😞 😓 😊 😄
① 外国人県民や日本語教育について、愛知県の状況が説明できる。	<input type="checkbox"/>	➡	<input type="checkbox"/>
② 初期日本語教育の重要性が説明できる。	<input type="checkbox"/>	➡	<input type="checkbox"/>
③ 愛知県が推進する行政主体の日本語教育の必要性がわかる。	<input type="checkbox"/>	➡	<input type="checkbox"/>



※1 本県に在住する外国籍の人だけでなく、日本国籍を取得した人や国際結婚等によって生まれた日本国籍の子ども等、外国にルーツを持つ人も含め、本手引きでは「外国人県民」という呼称を用います。なお、「外国人県民数」や「外国人県民アンケート」と表記し、法務省「在留外国人統計」や調査の対象が外国籍の人のみとなっている場合は、その定義に準拠します。

1.1 愛知県の初期日本語教育と外国人県民の状況

1.1.1 初期日本語教育の重要性とは

誰でも新しい言語を身につけるには初期段階があります。「初期」日本語教育というのは、ほとんど日本語がわからない人を対象にしています。どうして愛知県ではこの「初期」日本語教育が重要なのでしょうか。

私たちは外国人の背景を考えると、まず、「国籍」がどこなのかを知ろうとするのではないのでしょうか。国籍や出身地、その人のルーツがわかれば、母語や母文化を想像することができます。しかし、初期日本語教育の重要性を考えるうえでは、外国人の「在留資格」に注目することも大切です。自分が暮らしている地域にどのような「在留資格」の人がどのくらいいるかを知ること、その人たちの日本での生活状況を想像することができます。

【表1 主な在留資格の概要図】

永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者	家族滞在	技人国*	特定技能	技能実習	留学生	その他（特定活動ほか、就労・非就労資格を含む）
身分または地位に基づく在留資格 (身分系在留資格)				活動に基づく在留資格 (活動系在留資格)					

*: 技術・人文知識・国際業務

表1は中長期在留外国人の主な在留資格を概略化して表したもので、大きく二つに分けることができます。一つは、黄色部分の永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者などの「身分または地位に基づく在留資格」（以下、「身分系在留資格」）です。もう一つは、白色部分の家族滞在、技術・人文知識・国際業務、技能実習、特定技能、留学などの「活動に基づく在留資格」（以下、「活動系在留資格」）です。

身分系在留資格のうち、濃い目の黄色で示した「永住者」の在留資格は、他の在留資格とは異なり、入国時に申請できるものではありません。初めは永住者以外のいずれかの在留資格を取得して入国します。日本に滞在するなかで一定の要件を満たし、在留資格の切り替えを希望する人が申請を行い、一定期間以上の在留実績や生活状況の審査を経て認められるものです。

これらの在留資格の中には、法的に取得時に一定レベルの日本語能力が要件とされているものや、日本語教育の機会を伴っているものがあります。一方で、日本語能力の要件がなく、日本語学習機会が付与されていないものもあります。身分系在留資格の日本人の配偶者等や定住者、活動系在留資格の家族滞在はその典型的な例にあたります。

製造業が盛んで、日系人が多く暮らしている愛知県は、定住者をはじめとする身分系在留資格の人たちの割合が大きいです。さらに、家族帯同が可能な特定技能や技人国などの在留外国人も増加傾向にあり、家族滞在の在留資格の外国人の増加も予想されます。これらのことは、日本語の学習機会が保障されておらず、ほとんど日本語がわからない人が、いままでもこれからも地域社会とともに暮らしていくことを意味します。

また、多くの人は「永住者」と聞けば、長く日本に住んでいるのだから、日本語の問題はないだろうと考えるでしょう。けれども、日本語学習機会が得られないまま日本に長く暮らし、永住者の資格を取得した人たちもおり、その中には日本語が初期段階のままの人たちも多くいます。愛知県における「初期」日本語教育は、来日したばかりの人のみが対象となるわけではなく、日本語ができないまま滞在が長期化している人たちも視野に実施する必要があります。

このような人たちが工場などで働いている場合、安全に働くための日本語が身につけていなければ、事故などのリスクは大きくなります。また、滞在が長期化し高齢になると、肉体労働ができなくなり、職を失うかもしれません。日本語学習の時間も惜しんで懸命に働いてきた人々は、日本語ができないことでキャリア形成の機会も得られず、正社員になることも新たな職を探すことも困難でしょう。日本語がわからない人が、このように多くの問題を抱えることになると、社会としてその負担を担うことにもつながります。

在留外国人の社会参加を促し、生活の質を高め、維持することは地域にとって急務です。「初期」日本語教育に特化した日本語教室は、来日したばかりの人はもちろんですが、長く日本語を使わないまま生活し、日本語学習にいまさら積極的になれずにいる人たちや、一度日本語学習に挫折した人たちにこそ必要なのです。

愛知県では、このような日本語が「初期」段階の外国人を優先的な対象とした日本語教育を言語保障の一つとして提供することで、多文化共生社会につながる地域づくりに取り組んでいます。日本語がほとんどわからない人たちが孤立することなく、教室での活動を通して地域社会につながることは、地域住民一人一人が幸せに暮らしていくために重要なことだからです。

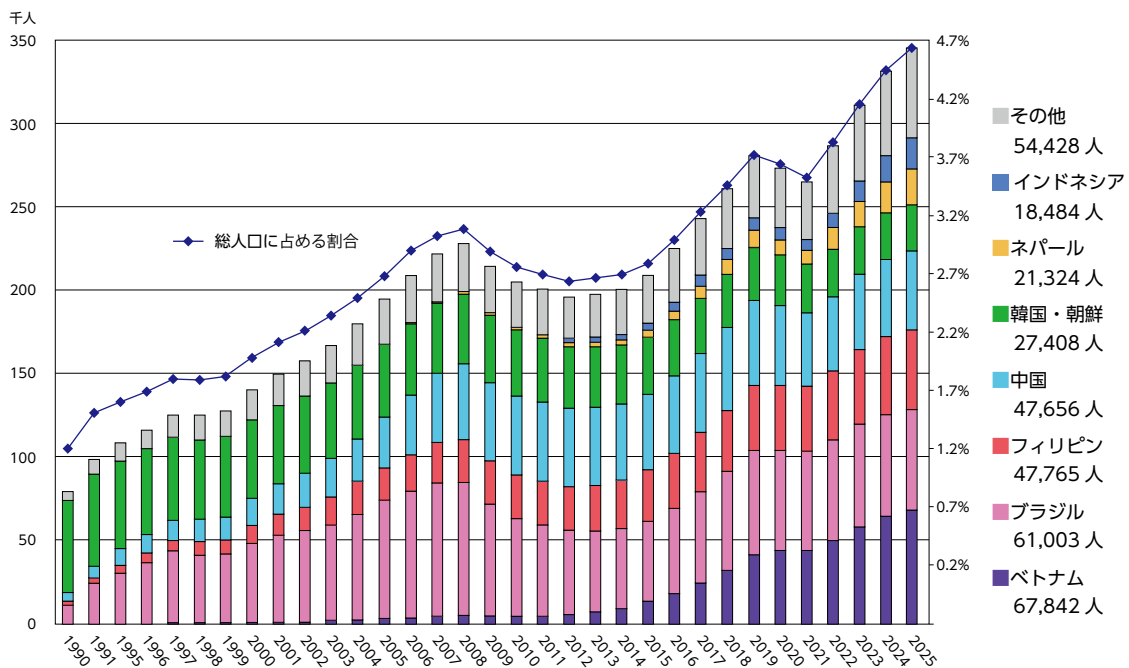
教室には学習者と同じ地域に暮らす住民が、その重要性を理解して初期日本語教育に携わることが必要です。同じ地域の住民同士だからこそ共有し合える暮らしの情報や、ネットワークなどもあるでしょう。緊急時には、そういったものを活用して助け合える場面もあるかもしれません。初期日本語教育の場は、どのような人が同じ地域に暮らしているかを互いに知り、相互理解が進むことで、より意義のある場となるのです。

▶次項 1.1.2 では、本項で述べた愛知県における初期日本語教育の重要性について、データに基づいて理解を深めます。

1.1.2 外国人県民数と在留資格数の状況

愛知県の外国人県民数は、2025年6月末現在、全国で3番目に多い345,900人^{※2}で、愛知県の総人口に占める割合は約4.6%と、全国平均の3.3%^{※3}を大きく上回っています。過去には、2008年秋以降の世界同時不況や、2011年3月に発生した東日本大震災、2019年以降の新型コロナウイルスの世界的蔓延などにより、日本人県民だけでなく、外国人県民を含む多くの人を取り巻く社会的、経済的環境が厳しくなったことで、一時的に減少に転じた期間もありました。しかしながら、現在は過去を上回る速さでの増加率となっており、今後この状況は続くものと見込まれます。

【図1 愛知県の外国人県民数の推移】(2025年6月末現在)



出典：法務省「在留外国人統計」

外国人県民数を国籍別に見ると、ベトナム 67,842 人、ブラジルが 61,003 人、フィリピン 47,765 人、中国

※2 出典：法務省「在留外国人統計」(2025年6月末)

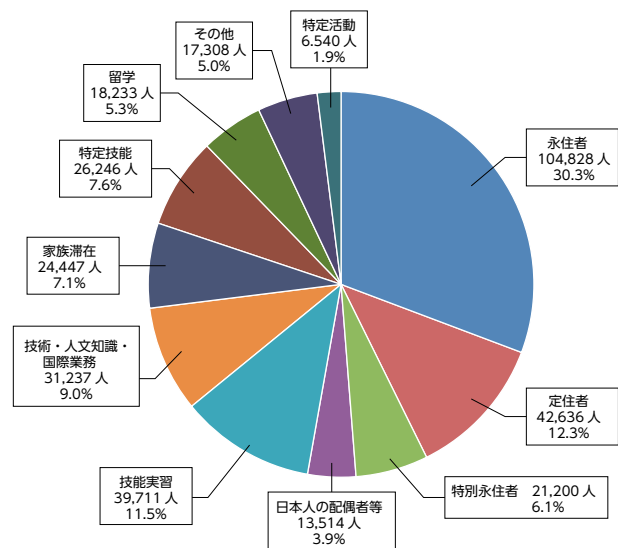
※3 法務省「在留外国人統計」および、総務省「【総計】令和7年住民基本台帳人口」から算出

47,656人、韓国・朝鮮 27,408人、ネパール 21,314人、インドネシア 18,484人と続いています(2025年6月末時点)。戦後、愛知県には韓国・朝鮮国籍の人が多くいましたが、1990年の出入国管理及び難民認定法(以下、「入管法」)の改正以降、2001年からは、ブラジル国籍の人が最も高い割合を占めました。同じ頃から、ベトナム国籍の人も増え始め、2024年末には、ブラジル国籍の数を上回る割合となっています。

外国人県民数を在留資格別に見ると(図2参照)、永住者 104,828人(30.3%)、定住者 42,636人(12.3%)、技能実習 39,711人(11.5%) 技術・人文知識・国際業務 31,237人(9.0%)、特定技能 26,246(7.6%)、家族滞在 24,447(7.1%)、特別永住者 21,200人(6.1%)と続いています(2025年6月末時点)。就労制限のない「身分または地位に基づく在留資格」にあたる、永住者、定住者、特別永住者、日本人の配偶者等の合計は182,178人で、全体に占める割合が52.7%と、半数以上を占めています。

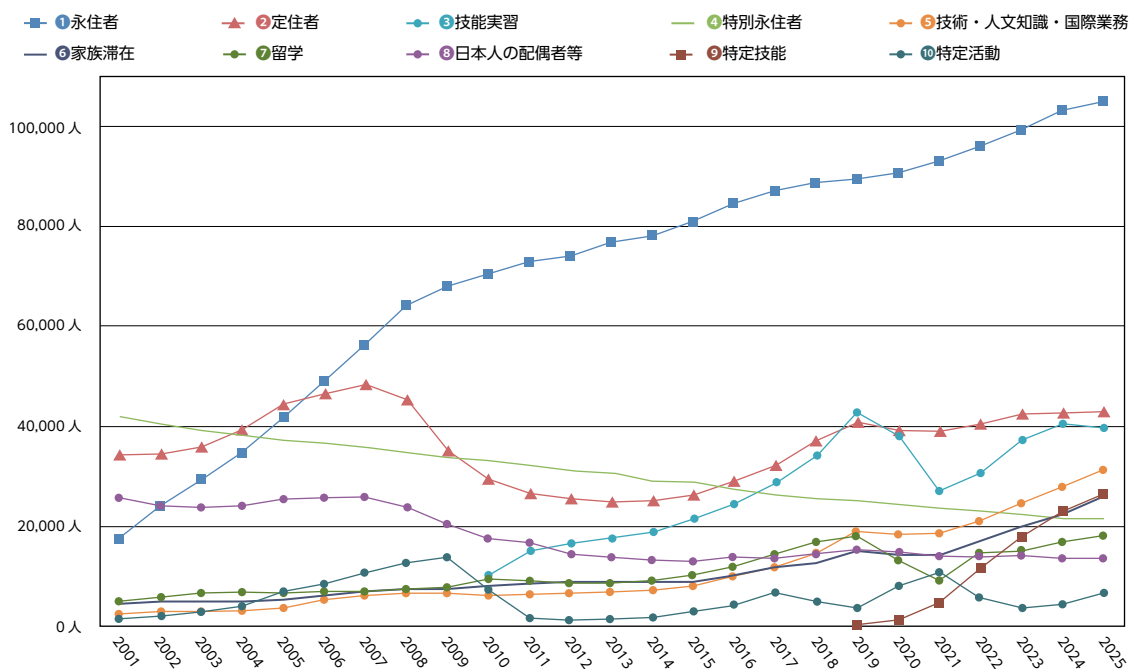
このうち、主な在留資格別外国人県民数の推移を見てみると、永住者の在留資格で愛知県に暮らしている外国人県民が年々増加していることがわかります(図3参照)。ほかにも、技能実習等、技術・人文知識・国際業務、特定技能などの「活動に基づく在留資格」の在留外国人が増加しています^{※4}。2024年10月末現在、愛知県の外国人労働者の数は、229,627人で、東京都に次ぐ2番目の多さです^{※5}。日本一の産業県である愛知県では、製造業を中心に、今後も多くの外国人が居住し、就労することが見込まれます。

【図2 在留資格別 愛知県外国人県民数】(2025年6月末現在)



出典：法務省「在留外国人統計」

【図3 在留資格別 愛知県の外国人県民数の推移】(2025年6月末現在)



出典：法務省「在留外国人統計」

ここまでは、愛知県全体の外国人県民の状況について示してきましたが、次は、県内の市町村の状況について、見てみましょう。

※4 2010年からの技能実習等は、特定活動と技能実習1号、2号を合算したもの
 ※5 出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和6年10月末時点)

1.1.3 市町村別による外国人住民の状況

愛知県内でも、市町村によって、外国人住民の状況は異なります。次の表 2、表 3 は愛知県内の市町村別外国人住民数と、各市町村の人口に占める外国人の割合を、それぞれ上位5位までを表したものです。

【表 2 市町村別外国人住民数（住民数順）】
（2025 年 6 月末現在）

	市町村名	外国人住民数	人口に占める割合
1	名古屋市	108,540	4.65%
2	豊田市	23,402	5.65%
3	豊橋市	22,957	6.36%
4	岡崎市	15,441	4.07%
5	西尾市	12,989	7.79%

【表 3 市町村別外国人住民数（総人口比順）】
（2025 年 6 月末現在）

	市町村名	人口に占める割合	外国人住民数
1	飛島村	11.69%	521
2	高浜市	10.84%	4,967
3	碧南市	9.69%	6,932
4	知立市	8.38%	6,094
5	小牧市	8.16%	11,809

出典：法務省「在留外国人統計」

表2の外国人住民数（住民数順）を見てみると、名古屋市が最も多く、次いで、豊田市、豊橋市、岡崎市、西尾市の順となっています。一方、表3の人口に占める割合を見てみると、飛島村が最も高く、次いで、高浜市、碧南市、知立市、小牧市の順に高くなっています。飛島村と高浜市においては、人口に占める外国人住民の割合が10%以上となっており、これは住民の100名中10名程度が外国人であることを意味します。この割合は、外国人住民数が最も多い名古屋市の2倍以上です。

これらの地域は、就労先となる事業所や、日本語学校、大学等の教育機関や、外国人学校のような、コミュニティを同じくする人々が集まる場がある地域です。このような日常生活の拠点となるような場所が多い地域では、これまでに外国人が集住することも多く、在住外国人同士のコミュニティが生まれている地域でもあります。

ここまでは、外国人県民の数を国籍別や在留資格別で見てきたほか、市町村による状況の違いについても触れてきました。次は、こうした外国人県民の日本語能力の状況について、外国人住民数が多い、名古屋市、豊田市、豊橋市で行われた調査をもとに見てみましょう。

1.1.4 外国人県民の日本語能力の状況

1.1.2において、本県の外国人県民の半数以上が、就労に制限のない「身分または地位に基づく在留資格(永住者、定住者、特別永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等)」(以下、「身分系在留資格」)であることを示しました。これらの身分系在留資格で滞在している人の中には、10年以上の滞在歴がある人でも日本語がほとんどできない人や、日本語を学習したことがない人がいることがわかっています。

身分系在留資格の外国人住民数が、全体の73.9%を占めている豊橋市においては、2024年に行った外国人市民意識調査で、「生活や将来のことで不安に感じることもあるか」との質問に、22.2%の人が「日本語が話せない、聞けない、書けない」と答えています。さらに、「火事や救急で119番通報が必要なときにどうするか」という質問では、「日本語が話せないので(話せるが、自信がないので)、他の人に頼む」と答えた人が25.4%、「電話通訳サービスがあることを知っているので、自分で通報する」が23.4%で、約半数の人が日本語を使った対応

が困難であることがわかっています。

加えて、名古屋市が2024年に実施した、市内在住の外国人住民を対象とした地域日本語教育に関する調査では、日本語力について、「ほとんど聞き取れない」、「ほとんど話すことができない」、「ほとんど読むことができない」、「ほとんど書くことができない」と答えた人が、永住者、定住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等に多く見られています。

これらの在留資格について、国籍別に見てみると、中国・台湾、フィリピン、ブラジル、韓国・朝鮮、アメリカのそれぞれにおいて、40%から50%程度が永住者の在留資格での滞在です。ブラジルとアメリカにおいては、永住者のほかに、ブラジルは定住者の割合が約31.0%、アメリカは日本人の配偶者の割合が37.5%を占めており、どちらもほかの国籍より高い割合です。

さらに、滞在年数に着目すると、フィリピン、ブラジル、韓国・朝鮮、アメリカは、10年以上滞在している人の割合が、10年未満の割合より高いです。特に、ブラジル、韓国・朝鮮、アメリカは、15年以上の滞在歴がある人たちがそれぞれ50%から70%を占めています。

一方、日本語学習経験についての同調査結果では、定住者と日本人の配偶者等の人で、「(日本語を)学んでいない、学んだことはない」と答えた人が、それぞれ26%以上を占めているのに比べ、技能実習、技術・人文知識・国際業務、留学は3%未満です(参考1参照)。また、これらの活動系在留資格の人たちのうち、70%から90%の人が日本語の学習方法について、「日本に来る前に学んだ」と答えています。

<参考1>

		合計	日本語の学習経験			
			現在、学んでいる	これまでに学んだことがあるが、現在は学んでいない	学んでいない、学んだことがない	無回答
在留資格 (ビザ)	永住者	134	11.2	75.4	10.4	3.0
	定住者	41	24.4	46.3	26.8	2.4
	永住者の配偶者等	13	38.5	53.8	0.0	7.7
	日本人の配偶者等	23	26.1	47.8	26.1	0.0
	技能実習	43	69.8	27.9	2.3	0.0
	技術・人文知識・国際業務	65	35.4	58.5	1.5	4.6
	留学	51	84.3	13.7	0.0	2.0
	特定活動	14	42.9	35.7	14.3	7.1
	家族滞在	27	29.6	66.7	3.7	0.0
	その他	22	22.7	59.1	18.2	0.0

出典：令和6年度 名古屋市「地域日本語教育に関する調査結果報告書」

このように、身分系在留資格で滞在している人の中には、10年以上の滞在歴がある人でも日本語がほとんどできない人や、日本語を学習したことがない人がおり、日本語能力を理由に将来に不安を抱えている人たちがいます。

ただし、身分系在留資格で15年以上日本に滞在している人が多い韓国・朝鮮国籍の日本語能力については、日本語が「ほとんどできない」と答えた人が0%という調査結果が得られています。このことから、身分系在留資格での滞在かどうかだけでなく、在住外国人がどのような社会的背景で滞在に至っているかが、日本語能力に影響していることが伺えます。

これについて、1980年以降、入管法改正などを経て、就労目的の日系ブラジル人が多く集住し始めた豊田市では、2008年に名古屋大学が市内の住民を対象に調査を実施しています。そこでは、地域住民や企業関係者が地域の外国人の80%ぐらいの人は日本語ができないと認識しており、地域住民と外国人住民との日本語によ

るコミュニケーションの機会が少ないことや、企業の日本人従業員と外国人従業員のやりとりが、日常的な挨拶、簡単な指示、注意といった、定型的な日本語のコミュニケーションに限られていることがわかっています。しかし一方で、地域住民や企業関係者が、トラブルを解消するためのやりとりを中心に外国人との交流の機会を増やしたり、お互いの情報が交換できるようになってほしいと期待していることもわかっています。

また、同調査で外国人と接触がある公的機関、組織関係者、外国人が集住している地域コミュニティ関係者、外国人が就業している企業関係者へ、「外国の人に最低限これくらいのことでは日本語でできるようになってほしいという希望はありますか」という質問を行い、下記のような回答を得ています。

<参考 2 >

「外国の人に最低限これくらいのことでは日本語でできるようになってほしいという希望はありますか」

- 「ごめんなさい」、「ありがとう」などのコミュニケーションの基本的な言葉が使える（トラブルがあってもこれができることによってとりあえず収まりがつく）。
- 自己紹介（名前、住所、職場の住所、生年月日、～の仕事をしたことがあるか）ができる。
- いつから痛いのか、どこの部分が痛いのか、どうしてそうなったのかの三つを言える。
- 欠席の理由を伝えたり欠席を早めに伝えたりできる（通訳にまかせっきりで、日本人との関係はつくれていない。）
- 仕事の手順などの会社用語が理解できる（できるようになれば不安がらずに仕事ができるはず）
- 「ここに（名前を）書いてください」などが理解できる。
- 数字、ひらがな、カタカナが理解できる。
- 町内清掃の参加を呼びかけを聞いて日時、場所が理解できる。
- 回覧板の内容、目的が理解できる。
- バス、電車のアナウンス、道案内が理解できる。
- 災害時などテレビのニュース番組を聴いて理解できる。
- 「何をしたか」、「どこへ行くのか」など簡単な日本語は話せるようになるといい（ちょっとしたことでも話してみたい）。

出典：「外国籍住民の日本語学習における実態等予備調査委託 調査報告書 [平成 19 年度豊田市委託]」名古屋大学（2008）

さらに、地域コミュニティや企業で抱えている問題を解決するために必要な方策として、外国人の日本語能力の向上や、交流機会の増加による効果を指摘する意見もありました。

<参考 3 >

「地域コミュニティや企業で抱えている問題を解決するために、どのような対応が必要だと考えていますか」

- 「親が日本語に興味を持って勉強して、子供とコミュニケーションを取れるようになれば子供の日本語も上達する。
- 日本人と外国人の保護者の交流の場があればいい。そこで日本語を教えることも可能
- 言葉ですべて解決できるわけではないが、言葉は必要。学びたいときに学べる場所があることは必要。また行事の時だけの交流は不可能で、日常に近い形で接点を持つには日本語教室しかない。
- 自分の利益のため、地域的な問題を解決するための情報交換ができる場所としても必要。
- 日本語学習の機会を支援する場は絶対に必要。ちょっとした言葉の不適切さでトラブルになることは少なくない。
- お互いの言葉を少しでもわかるように努力することが大事
- 日本人のために外国人との接し方、話し方のセミナーを開くことも重要。日本人と外国人が歩み寄ることが必要
- 外国人側に歩み寄る行為を見せると、向こうも近づいて来てくれるという経験がある。簡単なポルトガル語を話せるようになること、日本語教室に顔を出すことも必要。

出典：「外国籍住民の日本語学習における実態等予備調査委託 調査報告書 [平成 19 年度豊田市託]」名古屋大学（2008）

本項では、各市が行った調査結果をもとに、外国人県民の日本語能力の状況や、地域住民や受け入れ企業から得られた意見について見てきました。これらのことを踏まえ、次は、愛知県における初期日本語教育が目指している日本語レベルについて説明します。

1.1.5 初期日本語教育における日本語能力の捉え方

1.1.1 の冒頭で述べた通り、愛知県が推進する「初期日本語教育」は、「ほとんど日本語がわからない外国人県民」を対象とする日本語教育です。ここでは、日本語が全くわからない人も含まれています。「ほとんど日本語がわからない」とだけ聞いてもイメージがしにくいかもしれませんので、ここでは、愛知県の初期日本語教育における初期のレベル感や日本語能力の捉え方について述べます。

初期日本語教育の対象となる学習者は、これまで日本語学習をしたことがない人や日本語が初期段階である人です。このような学習者の中には、自分の名前をひらがなやカタカナで書けなかったり、読めなかったりする人も多くいます。「わたし」や「こんにちは」のような一人称や挨拶の日本語を知らない人もいます。しかし、言葉を一つも知らないかという、そうではありません。例えば、よく行くスーパーの名前や住んでいる場所の地名など、その人と密接に関連した私的な言葉であれば理解できたり話したりできる場合もあります。ただし、どのような言葉とどのように密接に関わっているかは人によって異なりますし、その人自身が自覚しているとも限りませんから、これはあくまで目安にすぎません。ここで言いたいのは、一人一人が知っている言葉や日本語でできることは、その人の生活や状況によって異なっており、一人として同じ日本語能力の人はいないということです。

加えて、日本語能力は個人が持つ固定した能力ではありません。その時々状況や相手に応じて変動する可変的なものです。例えば、緊張しているときとリラックスしているときとで、同じパフォーマンスが発揮できるとは限りませんし、友だちとやりとりするのと初対面の人とやりとりするのでも異なります。同じ話題でも、わかりやすく話されると、伝えるための配慮があるのとでは理解できることが異なります。つまり、相手によって「できること」が増えたり減ったりするのです。

そのため、愛知県の初期日本語教育においては、日本語の試験を基にしたレベル分けや、教科書に出てくる頻出語彙、文法、文字等をどの程度覚えているかを判断基準にするのではなく、他者とのやりとりの中で、その人が持つあらゆる能力を使い、「何ができるか」に注目します。ここでいうあらゆる能力とは、日本語に限らず、例えば言葉で説明するのが難しい場合にイラストを描いたり、写真を使ったり、身振り手振りを交えたり、スマートフォンに音声入力し、翻訳したりすることでコミュニケーションする能力を指します。

また、愛知県の初期日本語教育は、文化審議会国語分科会(2010)「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」の「生活上の行為」のうち、「VII人とかかわる」に重点を置いたプログラムとなっています。ただし、これだけであればよいというわけではありません。生活するうえで必要になる行為、行動がたくさんあることは前提でありつつも、外国人住民が一つ一つの行為、行動を「自分一人ですることができる」ことより、まずは「困ったときに相談できるようになる」こと、また「困ったときに相談できる人/場をもつ」ことを優先すべき最初のゴールだと考えています。

愛知県には、日本で長く暮らしていても、日常生活に必要な日本語がまだ十分身につけていない人が多くいます。そのため愛知県では、日常生活を営むうえで必要最低限のことが日本語でできない人(文化審議会国語分科会(2021)「日本語教育の参照枠」におけるA1レベル以下)を対象とした初期日本語教育を、行政の責務で取り組むこととして推進しており、対話型初期日本語教室における指導者は、一人でも多くの外国人県民がA2レベルまでの日本語能力を身につけられるよう、初期日本語教育の活動を実施、継続していくことが必要です。

<参考 4> 【日本語運用能力のレベルと学習時間の目安】

	レベル	言語能力記述文(日本語レベル)	到達するための学習時間の目安	
自立した 言語使用者	B 1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。その言葉が話されている地域を旅行しているときに起こりそうな、大抵の事態に対処することができる。	150時間 } 220時間	長期的に整備
	A 2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。	100時間 } 150時間	
基礎段階の 言語使用者	A 1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。自分や他人を紹介することができ、どこに住んでいるか、誰と知り合いか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。	100時間 } 150時間	優先的に整備

文化審議会国語分科会（2021）「日本語教育の参照枠（報告）」及び同（2022）「地域における日本語教育の在り方について（報告）」をもとに作成

【動画資料】

ほとんど日本語がわからない外国人との対話活動

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/shidousayousei-shiryou.html>



▶次節では、この愛知県における行政主体の日本語教育の考え方について説明します。

1.2 愛知県における行政主体の日本語教育

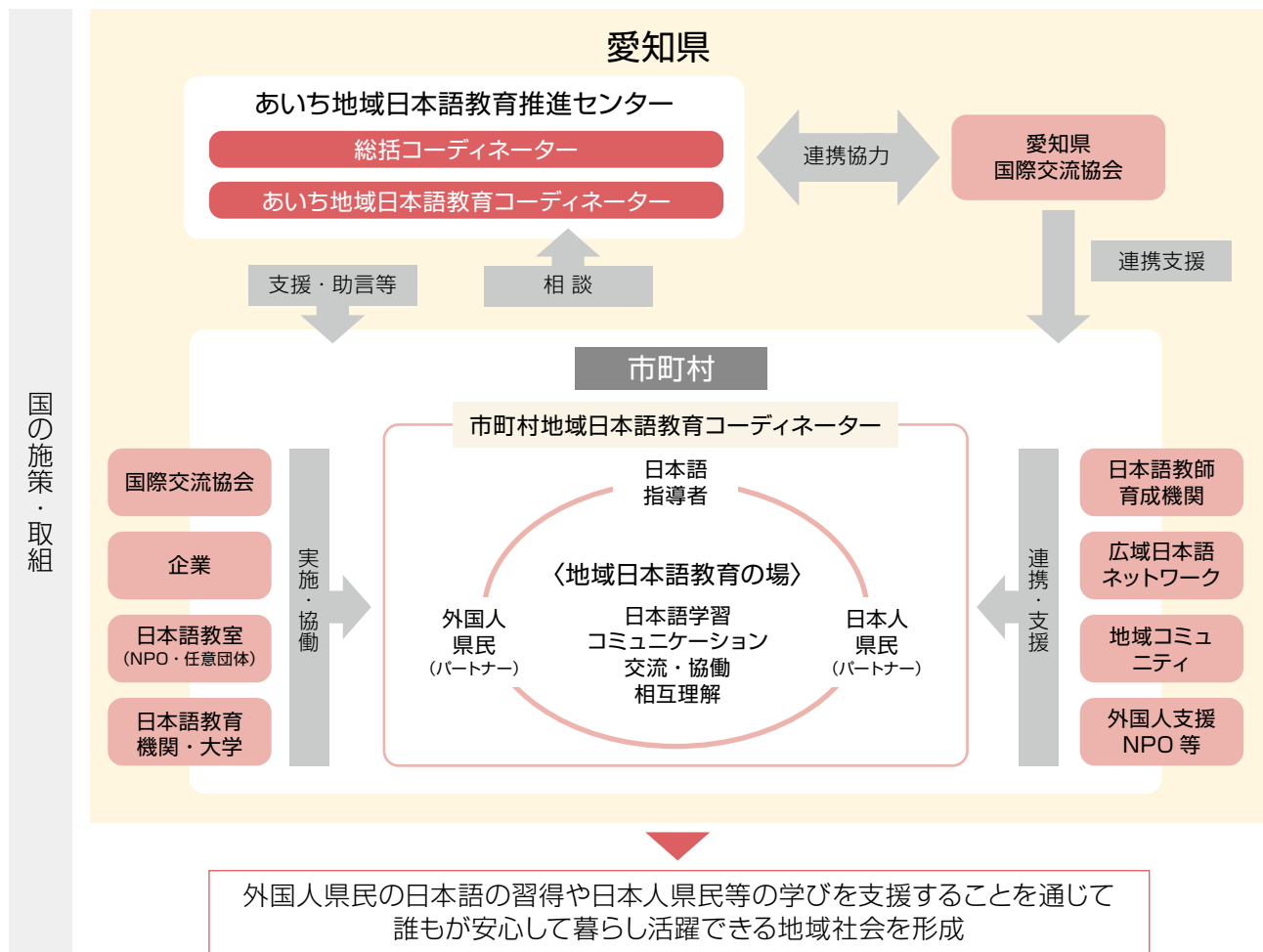
1.2.1 愛知県の目指す姿

「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」（2022）（以下、「基本方針」）では、下記の三つの基本方針を定め、県内の日本語教育に関わる主体がそれぞれの役割を果たしながら一層連携・協働し、地域日本語教育に取り組んでいくことを目指しています。

3つの基本方針

- 生活者として必要な日本語の学習を希望するすべての外国人に日本語を学習する機会を保障する。
- すべての県民が、互いの文化的背景や習慣の違いに理解を深め、日常生活において分かりやすい日本語を使ってコミュニケーションができることを目指して、啓発活動を行う。
- 「あいち地域日本語教育推進センター」が中心となり、市町村、国際交流協会、日本語教育関係機関・団体、外国人を雇用する企業、NPO 等が連携、協力する「オール愛知」の推進体制を構築する。

【図 4 愛知県における地域日本語教育の目指す姿 イメージ図】



基本方針では、行政（国、愛知県、市町村）、国際交流協会（愛知県国際交流協会、市町村国際交流協会）、企業、日本語教育機関（日本語学校、専門学校）、日本語教師養成機関（大学、専門学校等）、地域日本語教室を運営する団体、県民の役割について整理しています。ここでは、愛知県が行政として主体的に県域の日本語教育を推

進んでいくことを前提に、「あいち地域日本語教育推進センター」（以下、「センター」）を中心とした推進体制を整えるとしています。

センターには、専門的な知識・経験を有する「総括コーディネーター」を配置し、本県の日本語教育の司令塔的な役割を担うとともに、複数名の「地域日本語教育コーディネーター」を委嘱し、市町村や地域の日本語教室に対して、教育プログラムの策定や日本語教室運営への助言等を行っています。

日本語が初期段階の外国人県民を対象とする初期日本語教育については、外国人県民が地域で自立して生活するための社会インフラとして重要な役割を担っているため、各自治体が主体となって取り組む必要があります。基本方針ではこれに関連して、愛知県と市町村に下記の役割が示されています。

愛知県

日本語学習の初期段階にある学習者を対象とする初期日本語教育について、カリキュラム、教材などの開発を進め、地域の日本語教室への普及を図るとともに、国の制度を活用しつつ、市町村における取組みが進むよう支援する。

市町村

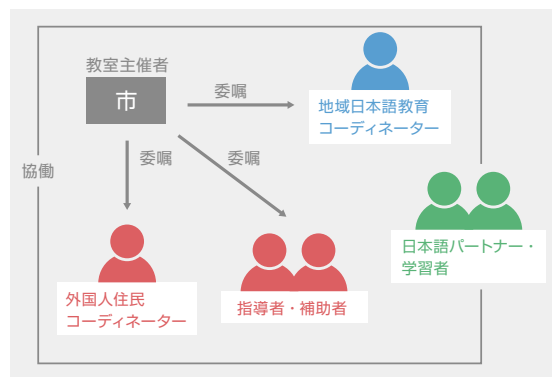
ほとんど日本語が話せない外国人県民を対象とする初期日本語教育については、県が作成した教材等を参考に、地域日本語教育コーディネーターなどの助言、支援を受け実施する。

特に、日本語能力が低い外国人県民ほど、学習意欲が低い傾向にあり、そのまま日本語がわからない状態が続くことで、地域社会から孤立したり、高齢になったときにさらに多くの支援が必要になったりと、数多くの問題を抱えることにつながります。行政が主体となって初期日本語教育に取り組むことは、すべての県民が安心、安全に暮らしていくための多文化共生社会に向けた地域づくりに欠かせない取組みです。

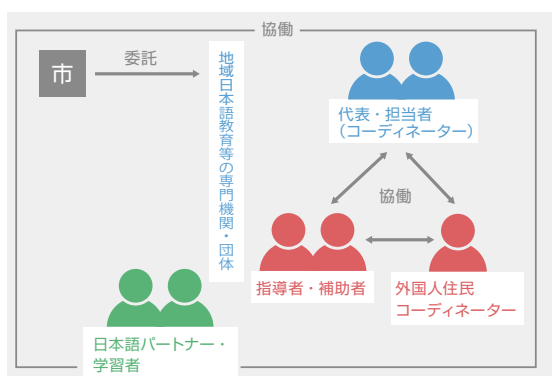
この初期日本語教育について、愛知県では「地域における初期日本語教育モデル事業」（以下、「モデル事業」）を、県と市町村とが共催で実施することで、初期日本語教育が地域で取り組まれるよう支援しています。このモデル事業では、共催市町村における初期日本語教室のモデル開催と、初期日本語教室で進行役を務める指導者の養成講座を並行して行っています。

事業終了後は、多くの共催市が「初期日本語教育」を市で事業化し、対話型初期日本語教室や指導者の養成講座を継続して実施しています。継続の体制は市によって多様です。例えば、モデル事業後の尾張旭市や弥富市では、市が直接、教室運営に必要な業務を複数個人に委嘱して継続の体制を築きました（事例1参照）。知立市や豊橋市などをはじめとする複数の市では、企業、NPO 団体、日本語教育機関、国際交流協会等の初期日本語教育のノウハウを持った専門機関、団体へ業務を委託し、モデル事業で養成した人材と協働することで継続しました（事例2参照）。岩倉市では当初、市民活動助成金（行政提案・協働事業コース）を活用して、モデル事業の養成講座受講者によって立ち上げた市民団体と行政が協働で、行政課題である「初期日本語教育」に取り組む形で継続しました。その実績をもとに、市の委託事業として初期日本語教育が事業化できたことで、行政が主体的に継続できる体制になりました（事例3参照）。

このように、初期日本語教育の取組みは、県や市町村だけではできません。各地域の個人、関係機関、団体、広域



<事例1 尾張旭市、弥富市>



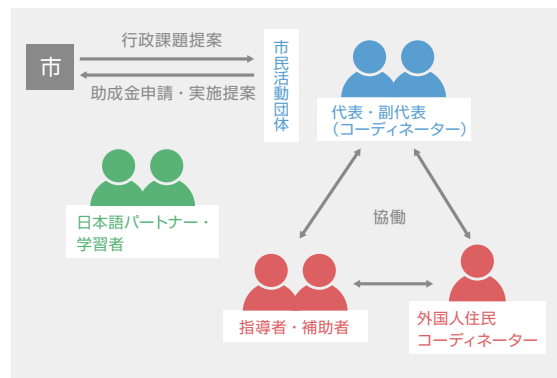
<事例2 知立市、豊橋市>

ネットワーク、地域コミュニティと、連携・協働することが非常に重要になります。

また、今後も継続的に行政が日本語教育に取り組んでいくためには、実施する体制を整えるだけでなく、人材の育成、確保も続けていかなければなりません。例えば、大学や日本語教育機関が、市町村の日本語教育の方針を理解し、連携することがあれば、行政だけではつながりにくい人たちが地域日本語教育の場で活躍することも可能になります。

加えて、地域には、行政が初期日本語教育を進めるだけでは解決できない課題やニーズが数多く存在します。例えば、生活困窮者や高齢者、障がい者への支援、子育てや子どもの貧困への支援、孤独、孤立への対策などがあります。これらは、日本人県民にも外国人県民にも共通する問題です。実際に、夜間中学校が外国人の若者の学びの場になっていたり、貧困家庭の子ども支援の場が外国ルーツの子どもも含めた支援の場になっていたりします。県や市町村の関係部局をはじめ、地域の支援団体や専門機関がそれぞれに役割を担うことで、「オール愛知」の推進体制を構築することにつながっています。

ここでは、愛知県が目指す姿と行政主体の日本語教育について述べてきました。このことを理解したうえで、次に愛知県の地域日本語教育の現状について見てみましょう。



<事例3 岩倉市>
※のちに、知立市、豊橋市と同様に委託事業化

【参考資料】

あいち地域日本語教育推進ハンドブック

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/tiikinhongo-handbook.html>



1.2.2 愛知県の地域日本語教育の現状

外国人県民が日本語を学ぶ場は、留学生が通う日本語学校や、大学（短期大学や高等専門学校を含む）、就労先に設けられた企業内日本語教室、地域の日本語教室などがあります。このうち、本県には現在、200以上の地域日本語教室があり、全国的に見ても、日本語教室の活動が盛んな地域です。

これらの教室の運営主体は、自治体、国際交流協会、民間国際交流団体などで、これまで、無償で活動するボランティアに依存してきました。これらの教室が抱える、学習者の多様化への対応や、ボランティアスタッフの不足、専門知識の不足による指導上の不安等の課題は、ボランティアの熱意や努力だけでは解決できないものもあります（参考5参照）。一方で、外国人県民が増加し、従来からの集住地域以外にも居住が進むようになるなかで、日本語教室がない市町村もあるなど、日本語教育に対する取り組み状況には地域差があります。

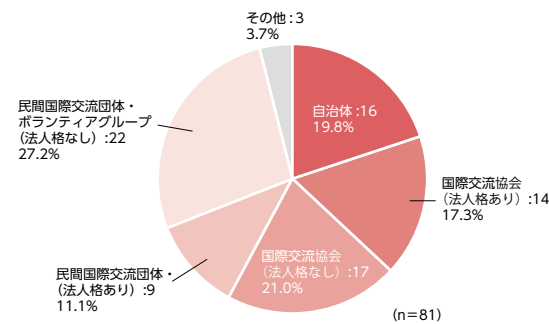
外国人県民の日本語学習の状況については、多くが日本語を学習している一方で、現在は学習していても、日本での生活をよりよいものとするため、日本語を学びたいと考える外国人県民が多いことがわかっています。これには、仕事で時間がないことや、日本語教室の開催が自分の都合に合わないことなどが日本語学習の壁になっていることが伺えます（参考6参照）。

さらに、外国人県民の多様な学習ニーズを満たすためには、身近な場所にある日本語教室を増やす必要があります。そのためには、教室で活動する日本語学習支援者の養成、確保、日本語教室の開催場所の確保、通いややすい時間帯での教室開催が必要です。オンライン教室のニーズも高く、実施に向けた検討が求められます。また、企業が外国人従業員とその家族の日本語学習を奨励、支援することも重要と考えられます。

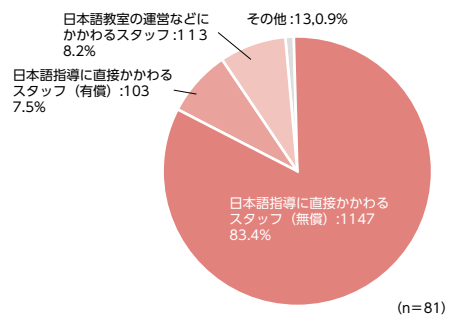
<参考 5 >

(1) 地域日本語教室に関する実態調査結果

貴教室の主催団体を教えてください。



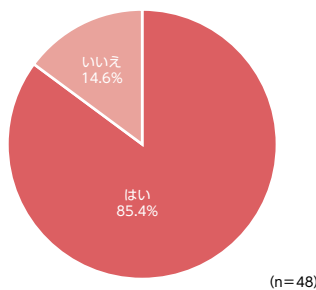
日本語教育、日本語学習支援に関わる貴教室のスタッフ種別と、有償・無償について教えてください。



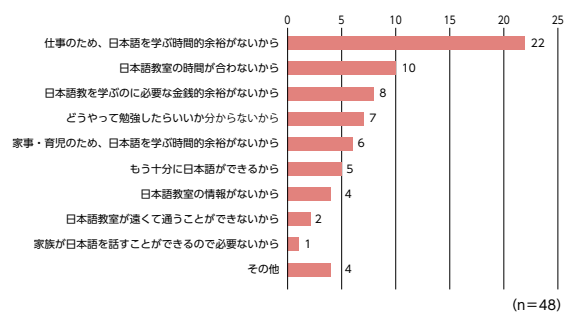
<参考 6 >

(2) 外国人県民の日本語学習に関する実態調査結果

現在は日本語を学んでいないが、今後日本語を学びたいですか。



現在日本語を学んでいない理由は何ですか。



出典：愛知県「愛知県日本語教育実態調査報告書」（2022）

1.2.3 愛知県のこれまでの多文化共生施策と日本語教育

日本では、1980年代に日本企業の海外での経済的影響力の増大や、円高などの要因を背景に、近隣アジア諸国からの外国人が多く働きに来るようになりました。1980年代末になり、好景気で深刻な人手不足となると、製造業等の分野で外国人労働者の需要が高まり、次第に不法就労や外国人の人権問題等をめぐる「外国人労働者問題」が社会の関心を集めるようになりました。その後、外国人の雇用拡大を受けて、1989年に入管法が改正されると、「日系人」に就労に制限がない「日本人の配偶者等」や「定住者」の在留資格が認められるようになり、結果として、ブラジルやペルーといった、日系人が多い南米出身者の受け入れが進みました。その後、現在にいたるまでにも外国人研修制度や技能実習制度、育成就労制度など、外国人の日本国内での就労を認める制度の導入が進められています。

製造業分野における事業所数が日本一多かった^{※6}愛知県でも同様に、1990年以降で、日系ブラジル人をはじめとする南米出身者が急増しました。ほぼ同時期に、フィリピンや中国、ベトナムといったアジア諸国から来日する外国人も増加し、現在も県内の外国人県民数は増え続けています。また、在住外国人の中には、長期の滞在中に家族の呼び寄せが可能な在留資格や、永住資格を取得したり、日本国籍を取得したりすることで、日本に定住する人も増加しています。このような外国人県民の定住化が進んだことで、日本生まれ日本育ちの外国籍の人や、母語が日本語ではない日本国籍の人もいます。「外国籍＝日本語がわからない人」、「日本国籍＝日本語がわかる人、日本だけにルーツを持つ人」という前提ではない、多様な人が共存する社会になっています。

愛知県は、これらのことを背景に、2008年には「あいち多文化共生推進プラン」（以下、「プラン」）を策定し、現在までに、第4次までのプランを策定しています。いずれのプランにおいても、多文化共生社会を次のように定義づけ、共通の基本目標を掲げています。

※6 「2024年経済構造実態調査二次集計結果 <製造業事業所調査>」（総務省・経済産業省）において、愛知県の製造業分野における事業者数は、全国で大阪府に次いで2番目に多い数となっている。

多文化共生社会の定義	国籍や民族などのちがいかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会
プランの基本目標	多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり

2008年に策定された第1次プランでは、外国人県民を日本人県民とともに暮らす「生活者」であり、「パートナー」であると位置づけ、外国人県民の社会参加促進、コミュニケーション支援の充実、医療や防災をはじめとする様々な生活支援を、地域づくりのための主な施策としています。これは、現在の愛知県の地域日本語教育の取組みにもつながる大きな方針です。

続いて、2013年に策定した第2次プランでは、外国人県民も含めた様々な担い手が対等な立場で連携・協働することに重点が置かれ、日本人県民と外国人県民の相互理解の促進のための施策が盛り込まれます。さらに、日本語教育の体制整備をするための方策の検討が施策のポイントとして明記され、2014年2月には、全国に先駆けて「愛知県 多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方」（以下、「あり方」）を策定しています。

2018年に策定した第3次プランにおいては、この「あり方」に基づいた地域日本語教育を推進することとし、同年には「地域における初期日本語教育モデル事業」を開始します。これにより、愛知県が行政として日本語学習機会の充実を図ることで、地域での外国人受入れのための社会インフラ整備に着手することとなります。愛知県はこのときから、ほとんど日本語がわからない段階の外国人県民に対して行う初期日本語教育が行える人材の育成と、初期日本語教室のモデル開催を行っています。

2022年に策定された第4次プランでは、これまでのプランの方針を踏まえた「持続可能な日本語教育推進体制づくり」を重点的な取組みとしています。

愛知県の日本語教育は、先に述べた社会的な変化に応じながら、多文化共生に向けた施策の中で、国に先駆けて行われてきています。国においては、2019年に「日本語教育の推進に関する法律」（以下、「日本語教育推進法」）が公布・施行され、同法第5条において、日本語教育の推進が「地方公共団体の責務」として記されています。また、第11条において、地方公共団体は、国が定める基本方針を参酌して日本語教育を推進するための基本的な方針を定めるよう努めることとされ、本県においても、2020年から国の事業に則って「愛知県における地域日本語教育推進体制整備事業」を開始し、2022年3月には、「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」を新たに策定しています。

この基本方針では、これまでのプランにおける多文化共生の考え方や、2014年に策定された「あり方」の考えをもとに、地域日本語教育の意義を以下のように明記しています。

日本語での交流機会に、すべての県民が積極的に参画し、外国人県民の日本語の習得や、日本人県民等の学びを支援することを通じて、互いの文化的背景や考え方などを理解し合いながら、誰もが安心して暮らし活躍できる持続可能な地域社会をつくる

「地域日本語教育の場」は、「外国人県民が生活に必要な日本語を学び、生活に必要な情報を得る場」であるとともに「言葉や文化、国籍などのちがいににかかわらず、すべての県民が誰でも参加でき、日本人と外国人双方がともに学ぶ場」です。その対象は外国人県民だけでなく日本人県民も含まれます。

外国人県民は、これまで日本語の学習機会が十分に得られず日常生活に困難を感じてきたといった、生活に必要な日本語の学習を希望するすべての外国人県民が対象です。

日本人県民は、地域での交流機会を増やし、互いの文化的背景や考え方などを理解し合いながら、わかりやすい日本語を使ってコミュニケーションできるようになることを目指します。

<参考 7> 【愛知県の主な多文化共生施策と日本語教育をめぐる動き】

年度	愛知県の取り組み
～2013年	「あいち多文化共生推進プラン 2013-2017 とともに生き、ともに輝き、ともに創る」策定 「愛知県 多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方」策定
2015年	●あいち外国人の日本語教育推進会議開始
2017年	「あいち多文化共生推進プラン 2022 ～あいちの多文化共生をデザインする」策定
2018年	●初期日本語教育モデル事業（文化庁委託事業）開始
2019年	<p>「日本語教育の推進に関する法律」（2019年6月公布・施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■基本理念 外国人等に対し、希望に応じて、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保等 ■国の責務 日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 ■地方公共団体の責務 地域日本語教育の推進に関し、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 ■外国人等を雇用する事業主の責務 日本語教育の推進に関する施策への協力、従業員及びその家族に対する日本語教育機会の提供・支援に努めるもの。 <p>地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業（文部科学省）開始</p>
2020年	●愛知県における地域の日本語教育推進体制整備事業開始 （あいち地域日本語教育推進センター設置）
2021年	●「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」策定
2022年	「第4次あいち多文化共生推進プラン」策定
2023年 ～ 2026年現在	

▶ 第2章以降では、この地域日本語教育の考えに基づいた、対話型初期日本語教育について解説します。